

(様式1)
報道資料提供

提供日	令和 6 年 1 月 26 日 (金)
発表事項 (タイトル)	新型コロナワクチンの誤接種について
要旨・経緯	<p>市内医療機関において、80歳代・女性へのコロナワクチン誤接種が1件ありました。1回目を令和5年11月29日(水)にファイザー社製オミクロン株XBB.1.5対応ワクチンを接種し、2回目として令和5年12月20日(水)にモデルナ社製のオミクロン株XBB.1.5対応ワクチンを接種しました。1回目と2回目で異なるワクチンを接種する場合は、接種間隔が27日必要となりますが、21日間隔で接種しました。また、モデルナ社製ワクチンは1回目、2回目接種として接種する場合1.0ミリリットルを接種するところを誤って0.5ミリリットルで接種する誤りもありました。</p> <p>○経緯と原因 令和6年1月10日(水)に、市内医療機関より令和5年12月接種分の請求書及び予診票の提出がありました。令和6年1月22日(月)に市の職員が記録の確認作業をしていたところ、予診票に記載されている接種量が規定の用量ではなく、接種間隔も短かったため、当該医療機関に問い合わせし、令和6年1月25日(木)に誤った用量・接種間隔で接種していたことが判明しました。 今回の誤接種の原因は、モデルナ社製ワクチンの初回接種が追加接種と同じ0.5ミリリットルであると誤認していたこと、また交互相種の場合の接種間隔についての認識が不足していたことによるものです。</p> <p>○対応 当該医療機関より被接種者に謝罪と事案について説明を行いました。 現在のところ健康への影響は確認されておりませんが、引き続き健康観察を行います。また、国の見解によると「半量以上の接種となった場合には、1回の接種として数えることが可能」とのことから再接種の実施は行いません。</p> <p>○再発防止について 当該医療機関に対して、ワクチンの種類や接種回数によって接種量が異なるため、改めて確認するよう指導しました。 また、同様の事案が発生しないよう、市内接種実施医療機関に対して注意喚起を行い再発防止に取り組んでまいります。</p>
広報ポイント	ワクチンの接種量と交互相種間隔の誤り
添付資料	
担当課	阪南市 健康福祉部健康増進課 担当：芝野 電話：072-472-2800 FAX：072-471-9868